

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	地籍調査事業			事業コード	0572
所属コード	142000	課等名	農林部 林政課	係名	地籍調査係
課長名	農林部 林政課	担当者名	武蔵由美	内線番号	6058
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	適正な土地利用計画の推進	コード	1
	基本事業	土地利用の管理・指導	コード	2
予算費目名	一般会計 02 款 01 項 14 目 国土調査事業 (007-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 33 年度	
根拠法令等	国土調査法			

(2) 事務事業の概要

登記所に備え付けられている登記簿及び地図の約半分は、明治時代の地租改正によって作成された絵図面を基に作られたもので、必ずしも土地の実態を正確に表していない。

地籍調査では、一筆毎の土地について、土地のその所有者、地番、地目、境界の調査及び一筆毎の測量を実施して、地籍図及び地籍簿の作成を行う。

調査した地籍図及び地籍簿は登記所に送ることにより、登記簿及び公図（地図）が更新され不動産登記法第 14 条 1 項地図として備え付けられる。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

旧都南村において、昭和 33 年から昭和 60 年度まで実施していた。その後、平成 2 年度から平成 14 年度まで都南地区の再調査をしていたが、平成 15 年度から土淵及び平賀新田の農地を対象に地籍調査を再開した。なお、平成 18 年度に合併した旧玉山村は昭和 40 年に着手し平成 8 年度に完了している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 16 年度の議会において、盛岡市の民有林事業の推進及び中山間地域の活性化に関する請願が採択された。この中には林地境界確認等が含まれている。また、国土調査の問題等の質問が取り上げられている。

国は市街地及び山村部の調査が遅れているとして、市町村の地籍調査を支援するために、都市部官民境界基本調査や山村境界基本調査を創設している。

市は山村部の地籍調査を推進するため、川目地区等の山林を対象に調査実施した。また、根田茂地区で山村部境界基本調査を実施した。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

境界及び地積が明確でない土地

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 見込み
A 調査対象面積(24年度は換算面積)	km ²	3.22	2.48	2.90	2.90	3.00
B						
C						

(3) 24年度に実施した主な活動・手順

登記所備え付けの図面及び登記簿により調査図を作成し, 土地所有者の立会を求め, 一筆毎に調査及び測量を実施した。

- ・平成23年度に調査・測量した結果を基に地籍簿及び地籍図を作成した。
- ・川目第1地割及び根田茂第8地割の各一部の山林3.02km²について, 土地所有者の立会及び測量を実施した。

また, 平成21年度及び平成22年度測量結果について, 2011.03.11に発生した東北地方太平洋沖地震により影響を受けた座標値について, 改算等を実施した。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 調査面積(立会対象面積)	km ²	3.22	2.48	3.02	3.02	3.00
B 調査筆数	筆	452	206	130	146	200
C 立会日数	日	27	17	20	14	20

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

地籍調査により土地の境界を確認し測量することにより, 登記所に備え付けられている登記簿及び地籍図を更新する。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	22年度 実績	23年度 実績	24年度 計画	24年度 実績	26年度 目標値
A 地籍の明確化率を高める。調査を要する面積703.29km ² /地籍の明確化済み面積	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	%	56.7	57.1	57.5	57.5	58.1
B 法務局に送付した地籍図枚数(縮尺1/500, 1/1,000, 1/2,500)	<input checked="" type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持	枚	12	0	37	30	
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる						

	□維持						
--	-----	--	--	--	--	--	--

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22年度実績	23年度実施	24年度計画	24年度実績
事業費	①国	千円	3,500	6,465	6,326	6,325
	②県	千円	1,750	3,732	3,163	6,132
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1,750	3,733	3,163	3,163
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	7,000	14,930	12,652	12,650
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	10,000	10,000	10,000	10,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	40,000	40,000	40,000	40,000
計	トータルコスト A+B	千円	47,000	52,670	52,000	54,930
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

地籍調査事業は土地に関する情報を明確化するので、土地を活用する政策体系と結びついている。

② 市の関与の妥当性

地籍調査事業は自治事務であるが、土地所有者からの経費負担を求めている。また、調査した結果を登記所に送ることにより、正しい登記簿及び地籍図に更新される。

市は明確化された地籍図や登記簿を活用することにより、道路等の公共物管理や事業計画に活用ができる。また、適正な固定資産税の課税に繋がる。

③ 対象の妥当性

地籍調査は自治事務であるが、国土調査法により調査対象が特定されている。

④ 廃止・休止の影響

地籍調査が済んでいる場合は土地の開発や公共事業の実施する場合の資料として活用できるので、事業の計画や実施を円滑に進めることが可能となる。なお、一事業地の事業完結まで2年余りを要することから、休止・廃止には最低でも2年を要する。しかし廃止・休止は、特に山林の調査が急務となっているため、林業振興へのダメージはかなり大きい。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

調査の成果は紙ベースであるので、GISシステムに活用ができずにいるので、電子化を図ることにより、GISシステムの基礎データとして活用することにより土地の保全や活用する事業に寄与する。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

国土調査法では地籍の明確化の対象土地が他の事業により明確になる場合は除外としている。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

現在の予算では限られた範囲で調査となるので、調査対象を絞り地籍の明確化を早急に実施する地区を選定し重点的に調査を行う。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

関係課に行った過去のアンケートでは地籍調査は必要と共通しているが、事業費の市負担分（1/4）が確保されていないため、調査の拡大ができない。また、現在の政策の柱では毎年削減されていくので総合計画により一定額の配分として、事業費の確保することが必要である。（なお、トップについては地籍調査事業についての必要性は認識している。）

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本事業は、本来、小字や地割単位での実施が望ましいが、現在の予算配分では中途半端な面積になり無駄が生じているが、残念ながら市として対応できる仕組みになっていない。【枠配分の固定化により増減に対応できない。】

また、本事業の施策は都市整備部の「適正な土地利用の推進」の中にあり、本質的な部分ではその施策を否定するものではないが、本施策は毎年、減少対象となっており、地籍調査事業の実施に不都合が生じている。現在は、山林の地籍調査（農地含む）を実施しており、「農林業の振興」の枠組みの中で実施すべき事業であり、企画調整課と長きにわたって協議した結果、次回の総合計画の全体の見直しの中で、施策の移動を行うよう指導されているので、その時に対応したい。